

R 7 年度税制改正による変更点

1 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、所得税の基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
132万円以下	95万円	48万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超	控除額に変更なし	

2 給与所得控除の見直し

次のとおり、給与所得控除が改正されました。

給与の収入金額	改正後の給与所得控除	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額 × 30% + 8万円
190万円超	控除額に変更なし	

3 特定親族特別控除の創設

特定親族

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みません。

特定親族特別控除額

次のとおり合計所得に応じて、特定親族特別控除額が定められています。

【特定親族特別控除額の区分表】

合計所得金額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	特定親族特別控除の額
58万円超 85万円以下	10	11	63万円
85万円超 90万円以下	20	21	61万円
90万円超 95万円以下	30	31	51万円
95万円超 100万円以下	40	41	41万円
100万円超 105万円以下	50	51	31万円
105万円超 110万円以下	60	61	21万円
110万円超 115万円以下	70	71	11万円
115万円超 120万円以下	80	81	6万円
120万円超 125万円以下	90	91	3万円

4 扶養親族などの所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が次の表のとおり、改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

令和7年度税制改正による変更点の詳細は、国税庁のホームページにて確認願います。

- ・ 令和7年分 年末調整のしかた

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>)



- ・ 令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>)



- ・ 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-01>)

